

【集団指導に係る提出書類一覧】

集団指導（研修会）受講後、1月以内（集団指導当日でも可）に下記書類をご提出ください。

No.	添付書類
1	☐ <u>＜居宅訪問型保育＞法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の指導基準等に係るチェックシート</u> ※電子データを希望される方は、県ホームページからダウンロードください。
2	☐ <u>有資格者に関する書類</u> ※保育士資格証、看護師の資格証、所定の研修*修了証の写し 等 *居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上 の演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。
3	☐ <u>直近の保育従事者の健康診断の結果</u> ※食事の提供を行う場合は、毎月の検便結果を併せて提出（直近12ヶ月分）
4	☐ <u>賠償責任保険等に関する書類</u> ※直近の有効な契約証明書等を提出
5	☐ <u>保育に従事する者に関する研修の受講歴がわかる資料（修了証の写し等）</u> ※自主点検表「第5 保育の内容 - 2 保育に従事する者の保育姿勢等」関連
6	☐ <u>救命処置等に関する実技講習受講歴がわかる資料（修了証の写し等）</u> ※自主点検表「第7 健康管理・安全確保 - 5 安全確保」関連
7	☐ <u>居宅訪問型保育事業者安全計画</u> ※自主点検表「第7 健康管理・安全確保 - 5 安全確保」関連 ※設備等の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画
8	☐ <u>各種マニュアル等</u> ※上記6の居宅訪問型保育事業者安全計画に基づく各種マニュアル（重大事故防止マニュアル、災害時マニュアル、救急対応時マニュアル等）
9	☐ <u>サービス提示に関する書類</u>
10	☐ <u>利用契約書（ひな形）</u>

【提出方法及び提出先】

提出方法：郵送、持参、電子メール、FAXのいずれか

提出先：900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 行政棟 3 階

沖縄県こども未来部子育て支援課 保育指導班 認可外保育施設担当あて

TEL：098-866-2457 FAX：098-866-2433 MAIL：tonomors@pref.okinawa.lg.jp

その他お知らせ

〔メール送付の際のお願い〕

・メールでの提出の際は、件名に「集団指導提出書類：〇〇（施設名）」
とご記入ください。 メールアドレスは右の QR コード→



〔書類の提出期限のご案内〕

本島（前期）：令和7年10月8日（水）

八重山地区：令和8年1月5日（月）

本島（後期）：令和8年2月13日（金）

【書類提出に係るよくある質問】

Q1 提出する書類は原本が必要ですか。

A1 写しで結構です。

Q2 居宅訪問型保育事業者安全計画とはどのようなものですか。

A2 設備等の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動など、安全に関する事項
についての計画となります。

県のホームページ（集団指導のページ／右 QR コード）に保育安全計画
の参考様式を掲載しておりますので、参考にしてください。



Q3 保育安全計画は、毎年度作成する必要があるのでしょうか。

A3 はい。毎年度、内容を見直して作成してください。

Q4 サービス提示の記載例を教えてください。

A4 県のホームページ（集団指導のページ）にサービス提示記載例を掲載しております
ので、参考にしてください。

Q5 持参する場合、何時まで受け付けていますか。

A5 平日の午前8時30分から午後5時15分までに来庁ください。

Q6 チェックリスト等提出書類は、集団指導当日に提出してもよいですか。

A6 はい。書類が整っている場合は、集団指導当日（研修会終了後）に提出いただいても大丈夫です。